

パブリックコメント（意見公募）の実施結果について

- 案件名 伊東市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年伊東市条例第36号）の一部を改正する条例（案）について
- 実施期間 平成28年1月12日（火）～平成28年2月10日（水）
- 担当課 環境課
- 意見提出数 1人・10件
- 頂いたご意見の内容と市の考え方

項目	修正意見等	理由	伊東市見解
総論	<p>条例条文（案）を公表して意見を聞くべきです。その上で、一層わかりやすくするために、現に公表されているような概要や項目を整理して資料として合わせて公表すべきです。</p>	<p>一般的には、条例は、条文の書き方によってその意図するところ、解釈が分かれる場合があります。また、規制などにより実際に市民に影響を及ぼすのは条例条文ですから、概要や項目だけでは条例の資料とし全体像がよくわからないのではないのでしょうか。</p> <p>本件のことを専門に研究している人は別かも知れませんが、条例の概要や項目のみでは、なかなか意見を言うのが難しいのではないのでしょうか。</p> <p>また、条文の書き方によっては、当局の意図していない解釈も成り立つ可能性もでてきますので、そういう部分についても市民の意見を聞こうとする態度が大事ではないかと思います。</p> <p>「パブリックコメント手続実施要綱」によれば、その目的として「（略）市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、市民等に対する</p>	<p>今回お示しした改正条例の概要は、市民の皆様から広くご意見をいただくことを主眼として、改正の要旨について全体像を含めてわかりやすく伝える必要があると考え作成したものであるため、改正条文（案）については公表を行いませんでしたので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

項目	修正意見等	理由	伊東市見解
		<p>説明責任を果たし、もって市民等の市政への参画を推進することを目的とする。」とあります。また、資料の公表に関しては、「(略)作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。」とあります。</p> <p>条例の条文(案)を公表することは、市民の市政への参画を一層推進することに他なりませんし、(案)を理解するために欠くべからざることではないかと思えます。</p>	
<p>(1)一般廃棄物の収集、運搬の禁止について アごみ集積所に排出された一般廃棄物のうち不燃ごみ及び資源ごみを、市又は市が指定する者(収集委託業者等)以外の</p>	<p>アごみ集積所に排出された一般廃棄物を、市又は市が指定する者(収集委託業者等)以外の者が収集、運搬することを禁止します。</p>	<p>ごみ集積所に出されたもの(ごみ)は、市の管理下にあると位置づけるなら、不燃ごみ、資源ごみに限らず、可燃ごみであっても収集、運搬を禁止すべきです。もちろん換金できない可燃ごみをわざわざ収集、運搬する者はいないとは思いますが、換金できないものなら収集、運搬してもよいという論理にはならないと思えます。しかし、条文の書き方によっては、そのような論理になる場合もあり得ます。</p> <p>基本的な考え方としては、ごみの種類によって、収集、運搬を禁止するのではなくて、市の管理下にあるもの(ごみ)は収集、運搬してはならないと考えるべきだと思います。(★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)</p>	<p>持ち去り禁止についての実効性を持たせるために、改正条例においては罰則として20万円以下の罰金を科すことを規定しており、この20万円以下という金額の設定に当たっては、禁止行為を行った場合の被害額等により算出したところですが、可燃ごみは、不燃ごみや資源ごみと異なり、持ち去られた場合に被害が生じないことから、可燃ごみを持ち去る者に対して罰金を求めることを規定することは難しいものと考えており、また、可燃ごみを持ち去る事例も発生していない状況もあることから、可燃ごみについては持ち去り禁止の対象から除いています。</p>

項目	修正意見等	理由	伊東市見解
者が収集、運搬することを禁止します。			
イごみ集積所の位置を示す図面を整備し縦覧できるようにします。	イ(削除)	<p>一般廃棄物の収集、運搬を禁止することと、ごみ集積所の位置図を整理して縦覧できるようにすることのつながりはないと思います。</p> <p>また、新たに縦覧できようにするというのは、ごみをどこの集積所に出してもよいということになるのでしょうか。もしそうなら、これまでごみ籠(ビン、カン)を住民が当番で出していることと整合がとれなくなります。</p> <p>さらに、縦覧というのは、端的に言えば、住民に図面を見に来い(あるいは見てください)ということですから、ごみ集積所は住民全員が知るべきことですから、縦覧ではなくて、行政の責任で確実に周知することではなくてはならないと思います。(★条文が公表されていませので、改正の考え方が正確にはわかりません)</p>	集積所の場所を縦覧に供する規定を加える理由は、禁止する行為の場所を明確にするためであり、これによりどこの集積所に排出してもよいということではありません。

項目	修正意見等	理由	伊東市見解
<p>(2)違反者に対する中止等の命令をします。</p>	<p>(2)違反者に対する中止及び〇〇〇の命令をします。</p>	<p>「等」というのは何を指すのかわかりません。「命令」する訳ですから、中止の他に何々と具体的に列挙すべきです。命令は極めて強い規制ですから、曖昧にさせるべきではないと思います。(★条文が公表されていませので、改正の考え方が正確にはわかりません)</p>	<p>中止等の詳細については、現に行っている者に対し、収集運搬を中止して当該資源ごみ等を原状に回復すること又は収集運搬を行わないこと、さらには、行った者に対しても当該資源ごみ等を原状に回復することや収集運搬を行わないことの命令を考えています。</p>
	<p>「違反者」を誰がどのようにして認定するのかという認定手続を記載すべきです。</p>	<p>違反者には罰則がありますので、公正で合理的な(違反の)認定ができるように、また、違反の認定者と被認定者との間でトラブルがおきないように、基本的な(違反の)認定手続を条例にうたっておく必要があると思います。(★条文が公表されていませので、改正の考え方が正確にはわかりません)</p>	<p>認定手続については、別途、伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する規則において新たに「収集運搬禁止命令書」を定めるなどにより進めてまいります。</p>
<p>(3)公表について ア命令を受けた者の住所・氏名・命令内容及び〇〇〇を公表します。</p>	<p>ア命令を受けた者の住所・氏名・命令内容及び〇〇〇を公表します。</p>	<p>住所、氏名、命令内容の他に公表する事項に色んな場合がある訳ではないと思いますので、具体的な公表事項を条例に列挙しておくべきだと思います。何を公表されるのか行政の裁量にまかせるべきではないと思います。(★条文が公表されていませので、改正の考え方が正確にはわかりません)</p>	<p>公表する事項については、別途、伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する規則において新たに定めることとしています。</p>

項目	修正意見等	理由	伊東市見解
イ該当者に弁明の機会を与えることとします。	イ該当者に文書による弁明の機会を与えることとします。	ウで、弁明も公表するとしていることから、文書による弁明の機会であることを明記しておくべきだと思います。(★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)	弁明に関しては、文書以外の方法を否定するものではないと考えているため、このような表現をしております。
(4) 行政手続条例の適用除外(第33条関係)	何を意味しているのかわかりやすく記載する。	行政手続条例第33条は、第4章にあり、「行政指導の方式」ですが、次の「第3章の摘要から除く」ということと「第33条関係」が何を意味しているかわかりません。条例条文にはどう記載されているかわかりませんが、もう少しわかりやすく記載すべきだと思います。(★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)	誤解を招く記載がありましたのでお詫びいたします。この第33条は、本条例である伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第33条にこの規定が入ることを予定しているものです。
違反者に対する中止等の命令については、伊東市行政手続条例(平成9年条例第15号)第3章の適用から除くこととします。	(この項削除) *従って(4)を削除します。	この場合の「命令」は、もともと「不利益処分」には当たらないのではないのでしょうか。もし、本来は「不利益処分」に当たるのだとすれば、どういう理由で、この「命令」は行政手続条例第3章の摘要を受けないとするのでしょうか。それこそ行政手続として不透明になりはしないのでしょうか。 (★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)	行政手続条例第3章は、行政処分における不利益処分を規定しており、処分実施前に弁明及び聴聞をすることとなっています。 しかし、今回の改正の趣旨は持ち去り行為者に対する対抗措置であり、現認後ただちに命令を出す場合も想定しています。よって、適用除外として本条例で扱い方法を規定することを加えております。

項目	修正意見等	理由	伊東市見解
<p>5)罰金 イ命令に違反した者が、法人やその従業員等の場合、違反者及びその法人等にも20万円以下の罰金とします。</p>	<p>イ(この項削除)</p>	<p>命令違反の前段で、命令を受ける者が一義的に決まっていますので、イの項目は入らないと思います。</p> <p>命令を受けた者が法人であれば法人が罰金を払いますし、個人であれば個人が払います。命令を受けた者が法人及び従業員たる個人であれば、両者が罰金を払います。全てアで処理できると思います。</p> <p>命令を受けていない者(例えば、法人としては命令を受けているが従業員個人としては命令を受けていない場合)は、そもそも命令違反ということはありません。(★条文が公表されていませんので、改正の考え方が正確にはわかりません)</p>	<p>命令違反者は個人及び法人等も対象となりますが、法人等の事業主体の代表者や従業員などが、業務に関して違反行為をした場合、直接の違反者を罰するほか、その事業主体をも罰する両罰規定を設定することを考えていますので、概要の中にアとイの2段に分けて記載したところです。</p>